

視聴覚ライブラリー事業の廃止について

1 主旨

様々な映像媒体及び機器類の貸出しを行ってきた視聴覚ライブラリー事業は、教育センター機能の移転の際（令和 3 年 1 2 月）に規模を縮小した。※1

これまで 1 6 ミリ映画フィルム及び映写機等の視聴覚機器貸出事業を続けてきたが、近年はデジタル媒体や動画配信サービスの普及、より簡易な操作で視聴できる機器が一般化しており、貸出も減少している。

視聴覚ライブラリーで保有している映写機の一部機能の故障や 1 6 ミリフィルム自体の劣化、映写機の操作技術※2が必要なこと等により事業継続が難しい状況であることから、令和 6 年度をもって廃止する。

※1 縮小内容は、学校教材として古くなつたと判断された学校向けに保有していた 1 6 ミリフィルム 1, 4 0 6 本、DVD 2 7 9 本、ビデオテープ 2, 4 2 8 本を廃棄した。

なお、世田谷区ゆかり等の資料価値のあるものについては、教育委員会の文化財係や文化・芸術振興課へ引き継いでいる。

※2 世田谷区では 1 6 ミリ映写機操作講習会修了書の提示を求めているが、他の公立図書館は、1 6 ミリフィルム貸出において提示を求めていることがある。

2 貸出実績

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 6 ミリフィルム	10	0	5	0	9
視聴覚機器	43	12	4	3	2

※令和 2 年度は視聴覚機器として 16 ミリ映写機その他、当時保有していたビデオプロジェクター等も実績に含まれている。（内訳不明）

3 廃止後の対応

現在保有している 1 6 ミリフィルム及び視聴覚機器については区立施設へあつせんし、あつせんできなかった物については廃棄する。

1 6 ミリフィルム保有数 6 7 3 本

（内訳：アニメ 307 本、一般教養 134 本、劇映画 105 本、その他 117 本）

視聴覚機器保有数 映写機 8 台、スクリーン 7 枚等

4 スケジュール（予定）

令和 6 年 1 1 月 文教常任委員会報告

令和 7 年 3 月末 視聴覚ライブラリー事業廃止

令和 7 年 4 月～ 1 6 ミリフィルム・視聴覚機器あつせん、廃棄

以上